

受章おめでとうございませう 21年春の叙勲および褒章

高島市から次の方々が21年春の叙勲および褒章を受けられましたので、ご紹介いたします。(順不同)

◎叙勲

《瑞宝双光章》

公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた方が対象

今村 能生さん 元2等陸尉 (防衛功労)

《瑞宝单光章》

公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた方が対象

松本 宏康さん 元朽木村消防団副団長 (消防功労)

乾 哲夫さん 元3等陸尉 (防衛功労)

齊藤 深志さん 元3等空尉 (防衛功労)

◎褒章

《黄綬褒章》

業務に精励し、衆民の模範である方が対象

杉橋 和彦さん 杉橋建設(株)代表取締役

(業務精励(建設業))

(行政課)

個人情報保護制度・ 情報公開制度の利用状況

【個人情報保護制度】

個人情報保護制度は、市が持っている個人に関する情報を保護し、適正に取り扱うためのルールを定めた

〈運用状況〉平成20年度中 個人情報の開示

実施機関	請求件数	公開	訂正	削除
市長	3	3	0	0

〈運用状況〉平成20年度中 公文書の開示

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	不服申立
市長	76	33	17	16	3	7	1
議会	2	2	0	0	0	0	0
教育委員会	4	1	3	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0

ものです。

市が持っている自分に関する情報を知りたい時には、この情報の開示を請求することができます。また、その情報について、内容と異なるときは、訂正または削除の請求をすることが出来ます。

【情報公開制度】

情報公開制度は、皆さんの「知る権利」を保障するため、市が持っている情報を広く公開、提供する制度です。

皆さんからの請求により、市が持っている公文書を公開することで、市政への参加を促し、より身近で開かれた市政の実現を目指しています。情報公開においては、市が保有している情報はすべて公開することが原則ですが、個人のプライバシーや公共の利益を守るために、例外的に公開できない情報もあります。

■市民課市民相談室

☎(055)81-2155

廃棄物の適正処理、 土地の適正管理に心がけましょう

「近所でごみを燃やして、臭くて窓が開けられない。洗濯物に臭いがつく。」「空き地の雑草がひどい。樹木が伸び放題。」「など、毎年、野焼きや土地の管理についての苦情が多く寄せられます。廃棄物の適正処理や土地の適正管理を行い、自然環境や生活環境が保全されるよう皆さんのご理解とご協力をお願いします。



(管理されていない土地)

野焼きは法律で 罰せられます

廃棄物の野外焼却(野焼き)は、一部の例外を除き法律で禁止されています。また、ドラム缶による焼却や、穴を掘ってごみを焼却することも野焼きと同じです。各家庭等から出されるごみは野焼きせず、市指定のごみ袋に入れて集積所へ出してください。

●違反した場合は・・・

廃棄物の焼却に違反した場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金またはその両方が課せられます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条第1項第15号

●例外として・・・

野焼き禁止の例外として許される行為は、次のとおりです。

- 風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 例) どんど焼きなどの地域行事
- 病害虫駆除のための焼却など、農業、林業を営むうえで通常行われる焼却
- 例) 畦焼き、土手の焼却など
- たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる焼却であって軽微なもの
- 例) バーベキュー、落ち葉の焼却など

土地は適正に 管理しましょう

土地が適正に管理されないと、火災、交通事故、害虫の発生等を誘発するだけでなく、人の健康を損なう恐れもあります。土地等の適正管理については条例で定めており、違反者には罰則が設けられています。土地をお持ちの方は、良好な環境が保たれるよう適正に管理しましょう。

●管理状態が悪いと・・・

管理不良状態の土地は、所有者等にその解消について『行政指導』→『勧告』→『命令』を行います。『命令』に従わない場合は5万円以下の罰金が課せられます。(高島市未来へ誇れる環境保全条例第86条)

■環境政策課

☎(055)81-2153



(野焼きの現場)